

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

お取引先事業者同士のビジネスマッチングや、大手バイヤーとのマッチング商談会、事業者組織会の運営等を通じて、新しいビジネスの創出を支援します。

また、承継期にある事業者に対し、公的な支援機関や提携民間企業との連携のもと、事業承継支援や後継者育成等を支援します。

b. IT実装支援

取引先事業者の生産性向上やセキュリティ強化等の経営課題に対し、IT導入にかかる補助金情報の提供や、提携民間企業と連携してIT実装に向けたコンサルティングを支援します。

また、中小事業者向け課題解決型のWEBプラットフォームを通じて、全国の事業者とのビジネスマッチングやHP作成等を支援します。

c. 専門人材マッチング

取引先事業者が抱える人材面の課題に対し、千葉労働局、産業雇用安定センター等の公的支援機関や提携民間企業と連携し、専門人材等のマッチングを支援します。

d. グリーン化の取組

地球環境に配慮した「脱炭素社会」の実現を目指し、外部支援機関や提携民間企業と連携し、CO₂排出量の可視化と削減、補助金情報の提供等に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と1年に1回以上、定期的に協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた内容に則り、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

下請代金は、取引における適正な支払期日までに現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な契約の締結、取引上の立場を利用した技術上または営業上の秘密情報・ノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡等を要求しません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は、令和6年に創立100周年を迎えました。次の100年に向けて、中小企業や地域社会の皆様に対し、経営状況やライフステージに応じた適切な支援を実施し、地域社会の持続可能な成長、サプライチェーン全体の共存共栄に貢献してまいります。

2025年4月15日

千葉信用金庫

理事長 宮澤 英男